

神戸市道路公社個人情報保護規程運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市道路公社個人情報保護規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規程の例による。

(電子計算機処理に該当しない処理)

第3条 規程第2条第2号に規定する別に定める処理は、次に掲げるものとする。

- (1) 製版その他の専ら印刷物を制作するための処理
- (2) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(目録)

第4条 規程第5条に規定する別に定める目録は、様式第1号による個人情報取扱業務目録とする。

(個人情報を保護するために必要な措置)

第5条 規程第12条に規定する個人情報を保護するために必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) あらかじめ、委託先の個人情報の保護に対する管理体制について調査すること。
- (2) 委託の相手方に対して、委託の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲を明確に示すとともに、当該事務を処理するために取り扱わせる個人情報を必要最小限にとどめること。
- (3) 委託に関する契約書その他これに類する書類又は仕様書（以下「契約書等」という。）に次に掲げる事項を明記すること。

ア 個人情報の秘密の保持に関する事項

イ 個人情報の適正な管理に関する事項

ウ 第三者への委託の禁止又は制限に関する事項

エ 個人情報の目的以外の目的のための使用及び提供の禁止に関する事項

オ 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項

カ 個人情報の取扱いに関する事故の発生時における報告義務に関する事項

キ 個人情報の取扱いに関する検査の実施に関する事項

ク アからキまでに掲げる事項に違反した場合における契約の解除及び損害賠償に関する事項

2 前項第3号に掲げるもののほか、理事長は、必要に応じて契約書等に次に掲げる事項を明記するよう努めなければならない。

- (1) 個人情報の収集の制限に関する事項。
- (2) 個人情報の搬送に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

(開示請求)

第6条 規程第17条第1項に規定する別に定める請求書は、様式第2号による個人情報開示請求書とする。

2 規程第17条第2項に規定する別に定める書類は、本人にあつては第1号から第3号までのいずれかに該当するものとし、法定代理人等にあつては第1号から第3号までのいずれかに該当するもの及び第4号又は第5号に規定するものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 通常本人以外の者が所持していることがないと理事長が認める書類

- (4) 法定代理人にあっては戸籍の謄本その他の法定代理人であることを証明する書類
 - (5) 本人が開示請求を委任したことを証する書類
- (開示請求に対する通知)

第7条 規程第18条第1項の規定による通知は、個人情報の全部を開示する決定をする場合は様式第3号による個人情報の開示請求に対する決定通知書により、個人情報の一部を開示する決定をする場合は様式第4号による個人情報の開示請求に対する部分開示決定通知書により、行う。

2 規程第18条第2項の規定による通知は、個人情報の全部を開示しない決定をする場合は様式第5号による個人情報の開示請求に対する非開示決定通知書により、規程第16条第1項の規定により開示請求を拒否する決定をする場合は様式第6号による個人情報の開示請求の拒否による非開示決定通知書により、開示請求に係る個人情報を保有していないことにより開示請求を拒否する決定をする場合は様式第7号による個人情報を保有していないことによる非開示決定通知書により、行う。

3 規程第18条第5項後段の規定による通知は、様式第8号による決定期間延長通知書により行う。
(開示の実施)

第8条 規程第19条第1項の規定による個人情報の開示は、理事長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合においては、個人情報の開示を受ける者は、当該個人情報が記録されている物を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 理事長は、前項の規定に違反する者に対し、当該個人情報が記録されている物の閲覧を中止させることができる。

4 第6条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

5 規程第19条第2項第2号に規定する要綱で定める方法は、次に掲げる方法であって、神戸市道路公社（以下「公社」という。）が現に使用している専用機器又は保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるものとする。

- (1) 電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録に記録されている音声を再生したものの聴取
- (3) 電磁的記録をディスプレイ（公社が現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧若しくは視聴
- (4) 電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- (5) 電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付（訂正請求）

第9条 規程第21条第1項に規定する別に定める請求書は、様式第9号による個人情報訂正請求書とする。

2 第6条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

(訂正請求に対する通知)

第10条 規程第23条第2項及び第3項の規定による通知は、様式第10号による個人情報の訂正請求に対する決定通知書により行う。

2 規程第23条第4項において準用する規程第18条第5項後段の規定による通知は、様式第8号による決定期間延長通知書により行う。

(利用停止請求)

第11条 規程第25条第1項に規定する別に定める請求書は、様式第11号による個人情報利用停止請

求書とする。

2 第6条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(利用停止請求に対する通知)

第12条 規程第27条第2項及び第3項の規定による通知は、様式第12号による個人情報の利用停止請求に対する決定通知書により行う。

2 規程第27条第4項において準用する規定第18条第5項後段の規定による通知は、様式第8号による決定期間延長通知書により行う。

(交付に要する費用の負担)

第13条 規程第30条第2項に規定する文書等の写しの交付に要する費用の負担は、当該交付を受ける前にしなければならない。

2 規程第30条第2項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該文書、図画又は写真を乾式複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。）1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの光ディスク1枚につき100円に当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額

(2) 第8条第5項第4号に規定する交付1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

(3) 第8条第5項第5号に規定する交付1枚につき100円

(施行細目の委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(神戸市道路公社個人情報保護規程施行細則の廃止)

2 神戸市道路公社個人情報保護規程施行細則（平成10年4月）は廃止する。

3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

個人情報の開示請求に対する決定通知書

第 号

年 月 日

様

神戸市道路公社

理事長



年 月 日付の開示請求について、次のとおり開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定をしたので、神戸市道路公社個人情報保護規程第18条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報	
開示を実施する 日及び時間	年 月 日 () 午前 時 分 午後
開示を実施する 場所	
開示の実施の方 法	
連絡先	(電話)

(注意)

- 1 個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 指定を受けた日時が都合の悪い場合は、事前にその旨を電話等により所管課まで連絡してください。

個人情報の開示請求に対する部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

神戸市道路公社
理事長



年 月 日付の開示請求について、次のとおり開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨の決定をしたので、神戸市道路公社個人情報保護規程第18条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報	
開示を実施する 日及び時間	年 月 日 () 午前 時 分 午後
開示を実施する 場所	
開示の実施の方法	
個人情報の一部を 開示しない理由	神戸市道路公社個人情報保護規程第14条第 号該当
連絡先	(電話)

(注意)

- 1 個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 指定を受けた日時が都合の悪い場合は、事前にその旨を電話等により所管課まで連絡してください。

個人情報の開示請求に対する非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

神戸市道路公社
理事長



年 月 日付の開示請求について、次のとおり開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたので、神戸市道路公社個人情報保護規程第18条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報	
開示をしない理由	神戸市道路公社個人情報保護規程第14条第 号該当
個人情報の一部が神戸市道路公社個人情報保護規程第14条第 号に掲げる情報に該当しなくなる時期 [あらかじめ明示することができるときのみ記入]	年 月 日 () [開示を希望する場合は、この日以後に改めて個人情報の開示を請求してください。]
連絡先	(電話)

個人情報の開示請求の拒否による非開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

神戸市道路公社

理事長



年 月 日付の開示請求について、神戸市道路公社個人情報保護規程第16条第1項の規定による拒否をするため、次のとおり開示しない旨の決定をしたので、同規程第18条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報	
開示をしない理由 (個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する理由)	
連絡先	(電話)

個人情報を保有していないことによる非開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

神戸市道路公社

理事長



年 月 日付の開示請求について、開示請求に係る個人情報を保有していないため、次のとおり開示しない旨の決定をしたので、神戸市道路公社個人情報保護規程第18条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報	
開示をしない理由 (個人情報を保有 していない理由)	
連絡先	(電話)

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

神戸市道路公社
理事長



年 月 日付で 開示請求
訂正請求 があった個人情報について、
利用停止請求

神戸市道路公社個人情報保護規程（以下「規程」という。）第 条第 項において
準用する規程第 18 条第 5 項の規定により，次のとおり決定期間を延長したので，
通知します。

開示請求に係る個人情報	
規程第 18 条第 4 項 第 23 条第 1 項又は 第 27 条第 1 項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
連絡先	(電話) —

個人情報訂正請求に対する決定通知書

第 号
年 月 日

様

神戸市道路公社
理事長



年 月 日付で訂正の申出があった個人情報について、
神戸市道路公社個人情報保護規程第 23 条第 項の規定により通知します。

訂正の申出に係る 個人情報	
処理の内容	訂 正 一部訂正 訂正をしない
個人情報の全部又は一部について行った訂正の内容及び個人情報の全部又は一部について訂正を行った年月日	
個人情報の全部又は一部について訂正をしない理由	
連絡先	(電話) —

個人情報の利用停止請求に対する決定通知書

第 号
年 月 日

様

神戸市道路公社
理事長



年 月 日付で利用停止の請求があった個人情報について、

神戸市道路公社個人情報保護規程第 27 条第 項の規定により通知します。

利用停止の請求に係る個人情報	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> 一部利用停止 <input type="checkbox"/> 利用停止をしない
個人情報の全部又は一部について行った利用停止の内容及び個人情報の全部又は一部について利用停止を行った年月日	年 月 日
個人情報の全部又は一部について利用停止をしない理由	
連絡先	(電話) —